

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年5月10日

【会社名】 インフォコム株式会社

【英訳名】 INFOCOM CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 竹原 教博

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区神宮前二丁目34番17号

【電話番号】 03(6866)3160

【事務連絡者氏名】 広報・IR室長 松尾 宏治

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区神宮前二丁目34番17号

【電話番号】 03(6866)3160

【事務連絡者氏名】 広報・IR室長 松尾 宏治

【縦覧に供する場所】 インフォコム株式会社 関西事業所
(大阪市中央区南本町一丁目 6 番 7 号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目 8 番16号)

1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、平成25年4月16日開催の取締役会において、平成25年4月17日に承継会社として当社100%出資の子会社（以下「承継会社」という。）を設立すること及び平成25年10月1日（予定）を効力発生日として、当社ネットビジネス事業を当該子会社に会社分割（吸収分割）の方式で承継させる方針を決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づき、臨時報告書を提出いたしました。

今般、当社は、平成25年5月9日開催の取締役会において決議のうえ、吸収分割契約を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正箇所】

訂正箇所は_を付して表示しております。

（訂正前）

（1）当該吸収分割の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	ネットビジネス設立準備株式会社
本店の所在地	東京都渋谷区神宮前二丁目34番17号
代表者の氏名	取締役社長 濱崎 洋一郎
資本金の額	100百万円
純資産の額	100百万円
総資産の額	100百万円
事業の内容	情報提供サービス業 出版業 広告業 インターネット及び電話等を通しての通信販売業 その他前各号に付帯関連する一切の業務

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益
 営業を開始していないため、経営成績について記載する事項はありません。

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

大株主の名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
インフォコム株式会社	100%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社の100%出資子会社です。
人的関係	承継会社の取締役社長を吸収分割会社である当社の従業員が兼任する予定 <u>です</u> 。
取引関係	承継会社は営業を開始していないため、吸収分割会社である当社との事業上の取引はありません。吸収分割会社である当社と承継会社との間で、事務所に係る不動産賃貸借契約を締結する予定です。

（2）当該吸収分割の目的

当社グループは、企業や医療機関、自治体、文教機関向けに、ITサービスやソフトウェア、ITシステムの開発、運用等を提供する「ITサービス・セグメント」と、一般消費者が利用する携帯電話やスマートフォ

ン向けに電子書籍やソーシャルゲームなどのコンテンツ提供サービスやeコマースサービスを提供する「ネットビジネス・セグメント」を事業フィールドとして、事業活動の推進、規模の拡大を進めています。平成24年2月に、中期経営計画（平成25年3月期～平成33年3月期）を公表し、「ネットビジネス事業」「ヘルスケア事業」「GRANDIT事業」の3重点事業に注力することで、「平成29年3月期に連結売上高550億円、連結営業利益50億円」「平成33年3月期に連結売上高1,000億円、連結営業利益100億円」規模の企業への成長を目指し、様々なアクションに取り組んでいます。

今回の会社分割は、セグメント売上が120億円超と当社連結業績の3分の1まで成長した一般消費者向けの「ネットビジネス事業」を分社化するもので、急拡大するネットビジネス市場での大きな成長を実現するため、

- ・M&Aや資本政策などを迅速かつ機動的/積極的に推進する事業拡大体制の整備
- ・サービス変化のスピードの速い市場において、適切な権限移譲による意思決定のスピードアップを目的とするものです。

(3) 当該吸収分割の方法、吸収分割会社となる会社に割り当てられる吸収分割承継会社となる会社の株式の数その他の財産の内容その他の吸収分割契約の内容

吸収分割の方法

本件分割は、当社を吸収分割会社とし、平成25年10月1日（火曜日）を効力発生予定日として、平成25年4月17日に設立する予定の当社100%出資の承継会社に対し、当社のネットビジネス事業を承継させる分社型吸収分割の方式により行う予定です。

吸収分割の日程

承継会社設立	平成25年4月17日
分割契約承認取締役会	平成25年5月9日（予定）
分割契約締結	平成25年5月9日（予定）
分割契約承認（定時）株主総会	平成25年6月13日（予定）
会社分割の効力発生日	平成25年10月1日（予定）

吸収分割に係る割当ての内容

未定であります。

その他の吸収分割契約の内容

未定であります。

(4) 吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠

未定であります。

(5) 当該吸収分割の後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	未定
本店の所在地	東京都渋谷区神宮前二丁目34番17号
代表者の氏名	未定

資本金の額	未定
純資産の額	未定
総資産の額	未定
事業の内容	情報提供サービス業 出版業 広告業 インターネット及び電話等を通しての通信販売業 その他前各号に付帯関連する一切の業務

なお、本臨時報告書記載の未定事項につきましては、決定次第、本臨時報告書の訂正報告書を提出いたします。

(訂正後)

(1) 当該吸収分割の相手会社についての事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	ネットビジネス設立準備株式会社
本店の所在地	東京都渋谷区神宮前二丁目34番17号
代表者の氏名	取締役社長 濱崎 洋一郎
資本金の額	100百万円
純資産の額	100百万円
総資産の額	100百万円
事業の内容	情報提供サービス業 出版業 広告業 インターネット及び電話等を通しての通信販売業 その他前各号に付帯関連する一切の業務

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益
 営業を開始していないため、経営成績について記載する事項はありません。

大株主の名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

大株主の名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
インフォコム株式会社	100%

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社の100%出資子会社です。
人的関係	承継会社の取締役社長を吸収分割会社である当社の従業員が兼任して <u>います。</u>
取引関係	承継会社は営業を開始していないため、吸収分割会社である当社との事 業上の取引はありません。吸収分割会社である当社と承継会社との間で、 事務所に係る不動産賃貸借契約を締結する予定です。

(2) 当該吸収分割の目的

当社グループは、企業や医療機関、自治体、文教機関向けに、ITサービスやソフトウェア、ITシステムの開発、運用等を提供する「ITサービス・セグメント」と、一般消費者が利用する携帯電話やスマートフォン向けに電子書籍やソーシャルゲームなどのコンテンツ提供サービスやeコマースサービスを提供する

「ネットビジネス・セグメント」を事業フィールドとして、事業活動の推進、規模の拡大を進めています。
平成24年2月に、中期経営計画（平成25年3月期～平成33年3月期）を公表し、「ネットビジネス事業」「ヘルスケア事業」「GRANDIT事業」の3重点事業に注力することで、「平成29年3月期に連結売上高550億円、連結営業利益50億円」「平成33年3月期に連結売上高1,000億円、連結営業利益100億円」規模の企業への成長を目指し、様々なアクションに取り組んでいます。

今回の会社分割は、セグメント売上が120億円超と当社連結業績の3分の1まで成長した一般消費者向けの「ネットビジネス事業」を分社化するもので、急拡大するネットビジネス市場での大きな成長を実現するため、

- ・M&Aや資本政策などを迅速かつ機動的/積極的に推進する事業拡大体制の整備
- ・サービス変化のスピードの速い市場において、適切な権限移譲による意思決定のスピードアップを目的とするものです。

（3）当該吸収分割の方法、吸収分割会社となる会社に割り当てられる吸収分割承継会社となる会社の株式の数その他の財産の内容その他の吸収分割契約の内容

吸収分割の方法

本件分割は、当社を吸収分割会社とし、平成25年10月1日（火曜日）を効力発生予定日として、平成25年4月17日に設立した当社100%出資の承継会社に対し、当社のネットビジネス事業を承継させる分社型吸収分割の方式により行います。

吸収分割の日程

承継会社設立	平成25年4月17日
分割契約承認取締役会	平成25年5月9日
分割契約締結	平成25年5月9日
分割契約承認（定時）株主総会	平成25年6月13日（予定）
会社分割の効力発生日	平成25年10月1日（予定）

吸収分割に係る割当ての内容

本件分割に際して株式、金銭、その他の財産の交付はありません。

その他の吸収分割契約の内容

当社と承継会社が平成25年5月9日に締結いたしました吸収分割契約の内容は次のとおりであります。

吸収分割契約書(写)

インフォコム株式会社（以下「甲」という。）と、ネットビジネス設立準備株式会社（以下「乙」という。）は、甲の事業に関して甲が有する権利義務の一部を乙が承継する吸収分割（以下「本件吸収分割」という。）に関し、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（目的）

甲は、甲の経営する事業のうち、ネットビジネス事業（以下「本事業」という。）に関して有する権利義務を、本契約書第6条に規定する効力発生日（以下「効力発生日」という。）をもって分割して乙に承

継させ、乙はこれを承継する。

第2条（商号及び住所）

本件吸収分割の吸収分割会社、吸収分割承継会社の商号及び住所は以下のとおりである。

甲 吸収分割会社

商号 インフォコム株式会社

住所 東京都渋谷区神宮前二丁目34番17号

乙 吸収分割承継会社

商号 ネットビジネス設立準備株式会社

住所 東京都渋谷区神宮前二丁目34番17号

第3条（本件吸収分割の対価）

乙は、本件吸収分割に際して、甲に対して株式、金銭、その他の財産の交付を行わない。

第4条（吸収分割により承継する権利義務）

1. 甲は、平成25年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とする別紙1「承継 権利義務明細表」に、効力発生日前日までの増減を加除した資産、負債及び権利義務を、効力発生日において乙に引き継ぐ。ただし、法令上の理由により引き継ぐことができないものは、これを引き継がない。
2. 甲は、別紙1「承継権利義務明細表」に効力発生日までの変動を加除して確定した確定承継権利義務明細表を作成の上、効力発生日後に乙に交付する。
3. 甲から乙に対する債務の承継は、免責的債務引受の方法による。ただし、当該承継する債務について、会社法第759条第2項に基づき甲がその履行その他の負担をしたときは、甲は、乙に対してその負担の全額について求償することができる。

第5条（吸収分割承認総会）

1. 甲は、平成25年6月13日に株主総会（以下「分割承認総会」という。）を招集し、本契約の承認及び分割に必要な事項に関する決議を求める。
2. 乙は、会社法第796条第1項本文の規定に基づく略式分割により、本契約について、会社法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けることなく、本件吸収分割を行う。
3. 前二項に定める手続（甲の株主総会の開催日を含む。）は、吸収分割手続進行上の必要性その他の事由により、甲及び乙が協議の上これを変更することができる。

第6条（効力発生日）

本件吸収分割の効力発生日は平成25年10月1日とする。但し、吸収分割手続進行上の必要性その他の事由により、甲及び乙が協議の上これを変更することができる。

第7条（分割条件の変更及び分割契約の解除）

本契約締結の日から効力発生日前日までの間において、天災地変その他の事由により、甲または乙の資産状態、経営状態に重大な変更が生じたときは、甲乙協議の上、本件吸収分割の分割条件を変更し又は本契約を解除することができる。

第8条（本契約の効力）

本契約は、第5条第1項に定める甲の分割承認総会の承認又は法令に定める関係官庁等の承認が得られないときは、その効力を失う。

第9条（本契約書に定めのない事項）

本契約書に定める事項のほか、本件吸収分割に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上定める。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年5月9日

甲 東京都渋谷区神宮前2丁目34番17号
インフォコム株式会社
代表取締役 竹原 教 博

乙 東京都渋谷区神宮前2丁目34番17号
ネットビジネス設立準備株式会社
取締役 濱 崎 洋 一 郎

(別紙1) 承継権利義務明細表

承継権利義務明細表

乙が本件吸収分割により甲から承継する権利義務は、以下の資産、負債、契約、雇用契約その他の権利義務とする。

第1 承継する資産

乙に承継される資産(以下、「承継資産」という。)は以下のとおりとする。なお、承継資産以外の資産は承継しないものとする。

1.流動資産

本事業にかかる流動資産及びこれらに付随する権利義務。

2.固定資産

本事業にかかる有形固定資産及び無形固定資産ならびにこれらに付随する権利義務。

3.その他債権

本件吸収分割の効力発生日前の甲の本事業にかかる事業活動に起因して過去に発生し、又は将来発生することのある損害賠償請求権。

第2 承継する負債

乙に承継される負債(以下、「承継負債」という。)は下記のとおりとする。なお、承継負債以外の負債は承継しないものとする。

1.流動負債

本件吸収分割の効力発生日における本事業にかかる流動負債

2.固定負債

本件吸収分割の効力発生日における本事業にかかる固定負債

3.その他債務

本件吸収分割の効力発生日前の甲の本事業にかかる事業活動に起因して過去に発生し、又は将来発生することのある損害賠償債務。

第3 承継する契約上の地位及び権利義務

本事業に属する売買契約、業務委託契約、使用許諾契約その他本事業に係る一切の契約上の地位及び当該契約に基づき発生する一切の権利義務。

第4 承継する雇用契約上の地位及び権利義務

本件吸収分割の効力発生日において本事業に従事する甲の従業員(嘱託及び臨時員を含むが、派遣社員を含まない、以下同じ)に係る雇用契約上の地位及び当該契約に基づき発生する一切の権利義務。なお、甲における勤続年数は乙において通算する。

第5 知的財産権

本事業に属する特許権、商標権その他の知的財産権及びノウハウの一切。

以上

(4) 吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠

該当事項はありません。

(5) 当該吸収分割の後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	ネットビジネス設立準備株式会社
本店の所在地	東京都渋谷区神宮前二丁目34番17号
代表者の氏名	取締役社長 濱崎 洋一郎
資本金の額	100百万円
純資産の額	3,662百万円
総資産の額	5,072百万円
事業の内容	情報提供サービス業 出版業 広告業 インターネット及び電話等を通しての通信販売業 その他前各号に付帯関連する一切の業務

上記商号は平成25年10月1日までに変更する予定であります。また純資産の額及び総資産の額は、平成25年3月31日現在の貸借対照表を基準に算出しているため、実際の金額は、上記金額とは異なる可能性があります。